

認知症対応型共同生活介護事業所 太陽の家

利 用 契 約 書

事業者は、重要事項説明書及び介護保険法令の趣旨に従い、契約者が当事業所において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、以下の契約を締結いたします。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第1条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業者は、契約者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第2条 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

2 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

(緊急時における対応方法)

第3条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからず事由による場合は、この限りでない。

3 認知症対応型共同生活介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

4 管理者は、災害によって利用者に事故が生じた場合には、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに、代表取締役並びに関係機関に連絡を行う。

5 管理者は、災害によって施設建物に被害を受けた場合には、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに、代表取締役並びに関係機関に連絡を行う。

(苦情処理の対応方法)

第4条 利用者および家族からの相談又は苦情については、苦情受付担当者が窓口となり援助し、文書で記録し保管するものとする。

2 苦情・要望は、苦情処理担当者が必要に応じて、当事業所の該当する委員会等で協議し、解決にあたるものとし、必要に応じ責任者が口頭・文書等で報告する。

3

| | |
|-----------------------------|--|
| 当事業所 ご利用相談室 | 窓口担当者 高木 富美子 ご利用時間 月曜～土曜 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 (059)383-8383 面接 グループホーム太陽の家 苦情箱 施設事務所カウンターに設置 |
| 鈴鹿亀山地区 広域連合 | 所在地 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階 電話番号 (059)369-3201 FAX (059)369-3202 対応時間 平日午前9時～午後5時 |
| 三重県国民健康 保険団体連合会 (国保連) | 所在地 津市桜橋2丁目96 三重県自治会館 電話番号 (059)228-9151 FAX (059)228-5319 対応時間 平日 午前9時～午後5時 |

(非常災害対策)

第5条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救急その他訓練を行うものとする。

2 非常災害の恐れがある時は施設内の巡視を厳重にし、職員はその職責において災害の未然防止に努める。

(損害賠償責任)

第6条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(秘密保持)

第7条 事業者は、サービス従事者又は従業員は、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者およびその家族に関して知り得た情報をサービス担当者会議等で用いる場合は 事前に文書で同意を得なければならない。

(居室の明け渡し—精算)

第8条 契約者は、本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び原状回復の義務、その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を事業者に対し支払うものとします。

3 契約者は、退居の際事業者に対して、居室の現状復帰に係る費用を支払うものとします。支払いは、入居一時金の中より差し引くこととなります。在籍期間の長期化や使用方法によって、汚染や破損の程度が異なる理由から、掃除や修繕にかかる業務を業者へ委託することとなり、契約者はこれに同意することとします。

(契約終了の条件)

1 契約者が契約を終了する旨を申し出たときは契約を終了することとします。

2 契約者が自傷他害等、共同生活が困難な状態と判断された時は契約を終了する事とする。

3 契約者の入院治療が必要な場合、ご本人の身体状況、疾病の状態により在籍期間の相談をさせていただきます。尚入院期間中については、家賃と共益費は徴収させていただきます。共益費の内訳は、日常生活費と管理費です。

4 契約者が退居される場合、原則として退居日から遡り10日間を猶予期間とし、当該期日前に申し出ていただくこととします。尚、それに満たない急な退居に際しては損金として、家賃の10日分の支払いが必要となります。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 当事業所は、職員の資質向上を図るための研修を行うものとする。

一. 採用時研修を、採用後6ヵ月以内に行う。

二. 採用後研修を年一回以上実施する。

2 事業所の見やすい場所に運営規定の概要を提示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

3 正当な理由なく、認知症対応型共同生活介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な認知症対応型共同生活介護を提供することが困難で

